

明 治 物 産 株 式 会 社

(2 0 0 7 年 版)

【はじめに】

本書は、平成19年3月期（平成18年4月～平成19年3月）における当社の会社概要営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

- 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 平成19年3月期における資本金、純資産額、営業利益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員状況」 当社の役員の名、主要略歴等を記載しています。
- 「従業員の状況」 当社の従業員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

- 「営業の方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取巻く環境」 企業の経済状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」 当社の平成18年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

純資産額（*）

× 100

リスク額（*）

（*「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対応する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額（＊）}}{\text{資本金額}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。）

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定しているといえます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど長期的な支払能力の安定性が高いといえます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額（＊）}} \times 100$$

（＊「総資産額」は、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除く。）

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額（＊）}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 98 条第 7 項に基づく同施行規則第 38 条の規定により算出しているものをいう。）

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いといえます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いといえます。

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名 明治物産株式会社

代表者名 代表取締役社長 鈴木敏夫

所在地 東京都中央区日本橋人形町1丁目1番23号

電話番号 03-3666-2511(代)

② 会社の沿革

当社は、昭和28年12月22日東京穀物商品取引所での穀物商品の受託を目的として資本金300万円をもって東京都中央区日本橋の地に当時、創業者の鈴木四郎が明治座とゆかりが深かったことから「明治」の二字を冠し、商号を「明治物産株式会社」として創業を開始致しました。

年 月	概 要
昭和28年12月	商品先物取引の受託業務を目的として、明治物産株式会社を東京都中央区に創業。資本金300万円
昭和29年 2月	東京繊維商品取引所へ加入。
6月	東京穀物商品取引所へ加入。
12月	東京砂糖取引所へ加入。
昭和32年 5月	前橋出張所開設。
昭和35年12月	千葉出張所開設。
昭和36年 5月	横浜生糸取引所へ加入。
昭和37年11月	社長鈴木四郎、東京穀物商品取引所理事長に就任。
昭和38年 4月	前橋乾繭取引所へ加入。
昭和42年 3月	鈴木四郎、全国商品取引所連合会会長に就任。
11月	新宿出張所開設。
昭和43年 9月	資本金1億2千万円に増資。
昭和56年 1月	創業15周年を記念して、本社新社屋竣工。
昭和57年 3月	外国ゴム生産商社と受託契約を締結。
昭和59年 1月	東京金取引所へ加入。
昭和59年11月	銀、白金、新規上場となる。
昭和60年 8月	東京工業品取引所へ加入。
昭和61年12月	三井物産株式会社「ロンドン渡し取引」指定代理店となる。
昭和62年 3月	三井物産株式会社と業務提携。
	池袋支店開設。

年 月	概 要
平成 2年 1月	第1回物上担保附社債発行開始。 第1回商品ファンド(エムビーケイ・ゴールド・フューチャーズ・ファンドⅠ)販売開始。
9月	資本金3億602万円に増資。
平成 3年11月	第2回商品ファンド(エムビーケイ・ゴールド・フューチャーズ・ファンドⅡ)販売開始。
平成 4年 4月	大阪支店開設。
5月	資本金4億394万6000円に増資。
10月	第1次商品ファンド販売許可業者となる(販売法人)。
平成 5年 1月	資本金5億294万6000円に増資。
平成 6年 5月	東京穀物商品取引所オプション取引のマーケットメーカーに指定される。
6月	関西農産商品取引所へ会員加入
平成 7年 6月	神戸ゴム取引所へ会員加入
平成 8年 7月	誘導基準11年連続パス。
8月	ペガサスフューチャーズファンドⅡ販売開始。
平成 9年 5月	ペガサスフューチャーズファンドⅢ販売開始。
平成10年 2月	ペガサスフューチャーズファンドⅣ販売開始。
6月	コーヒー新規上場となる。
12月	商品ファンド「理想郷」「活火山」販売開始。
平成11年 7月	灯油、ガソリン新規上場。
平成12年 8月	外国為替取引開始
平成13年 8月	じゃがいも新規上場。
平成13年12月	原油新規上場。
平成14年 2月	大豆ミール新規上場。
平成15年 9月	軽油新規上場。
平成16年12月	野菜バスケット新規上場
平成17年 9月	子会社 ai 明治 FX 株式会社設立 為替部門を移行
平成19年 3月	三井物産フューチャーズ株式会社より事業を吸収分割

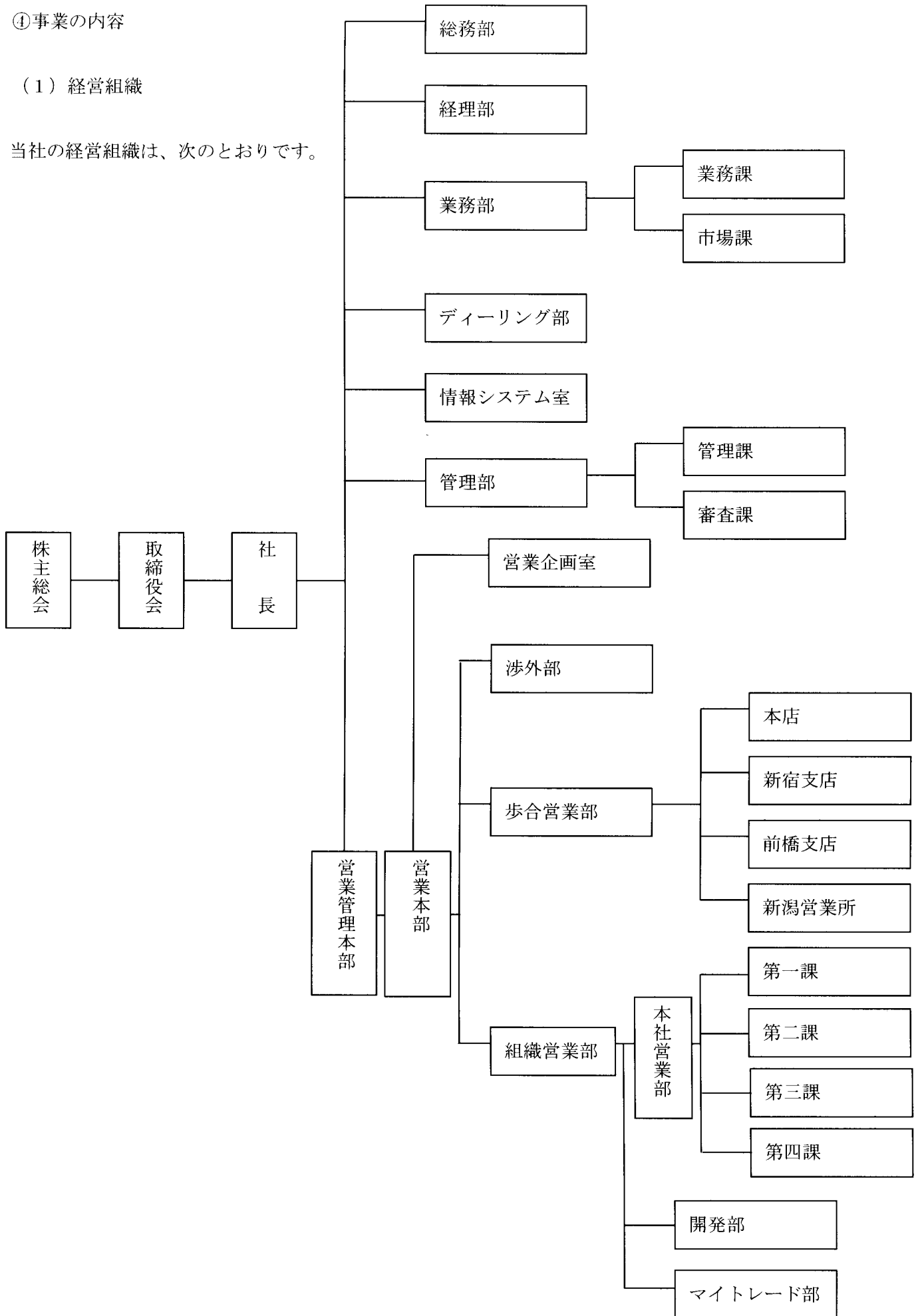
③ 会社の目的

1. 雑穀その他食料品、砂糖の売買および仲介、ただし統制品を除く。
2. 綿糸、人絹糸、スフ糸、生糸、その他繊維品一般の販売加工およびその媒介
3. 生ゴムおよびその製品の販売および輸出入
4. 商品取引所法の適用をうける各商品取引所の会員、商品取引員となりその各市場における上場における上場商品の売買取引およびその受託業務
5. 有価証券の取得およびその売買
6. 非鉄金属、鉄鋼およびその製品の売買、売買の仲介、取次および代理
7. 金、銀、白金等貴金属ならびにべっこう、真珠、珊瑚、宝石類およびその加工品の売買、ならびに輸出入
8. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資事業に係る金融商品の設定、運用、管理、顧問および販売業務
9. 外国為替取引業
10. コンピュータプログラムの設計・販売及びコンサルティング業務
11. 前各号に付帯する一切の事業ならびに投資

④事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引(商品先物取引、現金決済取引、指数先物取引及びオプション取引。以下「商品市場における取引」という。)について、顧客の委託を受けて執行する業務(以下「受託業務」という。)及び自己の計算に基づき執行する業務(以下「自己売買業務」という。)を主たる業務としております。

又、商品ファンドの販売を従たる業務としております。

業務の主な内容は次のとおりです。

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる受託会員として、農林水産大臣及び通商産業大臣より「第1種商品取引受託業」の許可を受けております。(許可番号：農林水産省「農林水産省指令16総合第1870号」、経済産業省「平成17・03・16商第45号」)

取引所名	市場名	農産物	砂糖	貴金属	アルミニウム	ゴム	石油	上場商品名
東京穀物商品取引所		○						一般大豆、NON-GMO大豆、小豆、とうもろこし、大豆ミール、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆、生糸、野菜
			○					粗糖、精糖
東京工業品取引所				○				金、銀、白金、パラジウム
					○			アルミニウム
						○		天然ゴム
							○	灯油、ガソリン、原油、軽油

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

当社は、商品投資に係る事業の規制に関する法律第8条の規定に基づき、商品投資販売業を営むことのできる業者として、大蔵大臣、農林水産大臣及び通商産業大臣より許可を受けております。(許可番号：「金農経(3)第20号」)

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	東京都中央区日本橋人形町1丁目1番23号	03-3666-2511
新宿支店	東京都新宿区新宿3丁目32番8号新宿中央口ビル	03-3354-2531
前橋支店	群馬県前橋市南町3丁目30番3号	027-221-1611
新潟営業所	新潟県新潟市中央区本町通六番町1141-1 ストークビル新潟一番館	025-224-8161

⑥ 財務の概要(平成19年3月決算期)

(a)	資本金	502,946 千円
(b)	純資産額 *1	2,723,626 千円
(c)	総資産額	6,297,505 千円
(d)	営業収益 (うち、受取委託手数料)	1,736,480 千円 (940,741千円)
(e)	経常利益	39,356 千円
(f)	当期純利益	63,244 千円

*1 純資産額の算定法式は、資産－負債＋商品取引責任準備金となっております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 837,892株 (平成19年3月31日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名（上位10名）

氏名又は名称	所有 株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
	株	%
鈴木 敏夫	276,451	33.0%
鈴木 耕二	205,987	24.6%
鈴木 キヌ子	130,561	15.6%
藤谷 祐一郎	15,888	1.9%
鈴木 秀和	12,823	1.5%
(株)メイジ	11,700	1.4%
小池 一三	11,404	1.4%
樫山 資造	8,896	1.1%
境野 典弘	7,943	0.9%
従業員持株会	7,850	0.9%
計	689,503	82.3%

⑨ 役員の状況

役名及び 職 名	氏 名 生年月日	所有 株式数
代表取締役 社長	鈴木敏夫 昭和35年8月22日	株 276,451
取締役 担当 本社営業部 資産運用部 歩合営業部 ディーリング部 営業企画室	宮崎克世志 昭和27年9月9日	4,300
取締役 担当 総務部 経理部 情報システム室	岸田富雄 昭和28年8月10日	4,000
取締役 担当 管理部 渉外部 業務部	元吉 和之 昭和26年5月17日	3,788

役名及び 職名	氏名 生年月日	所有 株式数
取締役	鈴木耕二 昭和37年9月6日	205,987
監査役 (常勤)	小林勇 昭和17年2月13日	3,137
監査役 (非常勤)	鈴木キヌ子 昭和8年7月7日	130,561
監査役 (非常勤)	飯塚 孝 昭和13年1月20日	2,517

(注) 監査飯塚孝は、商法特例法第18条第1項に定める社外監査役であります。

⑩ 従業員の状況

	総計	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	115人	100人	15人	68人	47人
平均年齢	44.00歳	45.11歳	34.07歳	46.02歳	40.10歳
平均勤続年数	12.02年	12.10年	8.02年	10.10年	15.08年
外務員数	94人	94人	0人	—	—

2. 営業の状況

① 営業方針

当社は、昭和28年12月、商品先物取引の受託業務を目的として、東京都中央区日本橋の地に創業者鈴木四郎が明治座とゆかりが深かったことから「明治」の二字を冠し、商号を「明治物産株式会社」として業務を開始致しました。

創業以来、ベテランのコミッションセールスを主体として、顧客志向を企業理念とし、関東の老舗取引員としての地位を確立してまいりました。また、昭和36年から45年にかけては、鈴木四郎が東京穀物商品取引所理事長の職を勤めるなど、業界の発展にも寄与してまいりました。

主力取扱商品の生きた情報をスピーディーに提供することはもとより、新規取引につきましても、積極的な顧客層拡大の活動を展開しております。とりわけオプション取引におきましては、定期的なキャンペーンの積み重ねにより、97年度の東京穀物商品取引所におけるオプション取引顧客取扱第1位を記録致しました。

商品ファンドもお客様の資産形成に役立てて頂けるよう販売に力を注いでおります。

一方、良質なサービスを提供する為の人材育成も怠ることなく行ってまいりました。新入社員の基礎教育から始まり、階層別研修、スペシャリスト養成（ファイナンシャル・プランナー）など、社員個々の成長に合わせた一貫教育を展開しております。

人事制度におきましても、能力評価制度を導入しており、社員の士気の高揚に結びついております。

当社の社会的信用力をつける為にも、近い将来の株式の公開に向けて、会社一丸となり、たゆまぬ努力を続けていく所存です。

② 当社及び当業界を取巻く環境

当期わが国経済は、ようやく長い低迷期を抜け出し、着実に回復を続け企業収益は堅調であり設備投資も増加しております。個人消費の伸びの鈍化も、雇用環境が改善してきており、いずれ勢いを取り戻すものと思われれます。

一方、世界経済では、政情不安など不確実な要素が多く、不透明なリスクを抱える環境が続くものと思われれます。また、世界的規模での市場経済化が一段と進み、一層の経済のグローバル化に伴う価格変動リスクは拡大し、多様化していくものと思われれます。米国経済はインフレ懸念が後退してきたため、企業の業績は堅調であるものの住宅市場の冷え込み等、不安材料が山積みしております。

また、商品先物取引業界におきましては、経済活動におけるリスク・マネジメントニーズに応える様々な機能を持つ重要な産業インフラとして、また、商品の価格変動を利用した分散投資の場としてその役割が認識され、期待が高まりつつあります。そういった状況の下、多様な顧客ニーズに対応したヘッジ商品や投資商品の開発・提供を目指し、国内外の大手証券会社等がわが国の商品先物市場に参入してきています。

各市場における商品の値動きについては、東京工業品取引所の金は、原油の急騰やインフレ懸念・また金ETFによる買いやイランと北朝鮮による核開発問題などの地政学的リスクなどの影響を受け、昨年の最高値2,155円より高い2,702円の値を付けるなど年間を通して大きく上伸しました。原油は、根強いインフレ懸念・中東情勢不安という地政学的リスクの高まりと需給ひっ迫が解消されなかったため、年間を通して上昇・下降を繰り返し、上場来の最高値も記録しました。ゴムは、前半は価格高

騰による需給減退、ファンド筋による市場への売りも膨らみ大きく値段を下げていましたが、後半は需給バランスが改善されたことや、原油高を材料に値を戻しました。東京穀物商品取引所の一般大豆は、前半は米国の大豆が大豊作だったため、大きく値を下げましたが、後半になって南米の干ばつによって供給過剰感が薄れるとともに、ファンド筋の買いもあって大きく値を戻しました。東京トウモロコシは実に約 22 年ぶりの高値を更新しました。背景には、ブッシュ大統領の一般教書演説でのバイオエタノール製造技術開発を推進し、6 年以内の実用化を目指すと発表したこともあり、ガソリンの代替燃料として注目されているエタノール需要が急増したことなどが強力な支援材料となり、大幅に値を上げました。

以上の結果、営業収益は、1,736 百万円となり、前期比 34%の減収となりました。営業費用は、1,728 百万円と同比 21%のコスト減となりました。営業利益は 7 百万円となり、434 百万円の減益となりました。

③ 営業の経過及び成果

当事業年度における受取手数料及び売買損益・売買高は次の通りであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

期別 商品市場名	第54期 (自 平成18年4月1日) (至 平成19年3月31日)
商品先物取引	
農産物市場	297,127
貴金属市場	393,049
アルミ市場	2,761
ゴム市場	83,042
砂糖市場	55,577
石油市場	115,033
その他	△5,849
小計	940,741
オプション取引	
農産物市場	0
砂糖市場	0
小計	0
商品ファンド	0
合計	940,741

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

期別 商品市場名	第 54 期 (自 平成 18 年 4 月 1 日) (至 平成 19 年 3 月 31 日)
商品先物取引	
農産物市場	△9,705
貴金属市場	555,439
アルミ市場	8,298
ゴム市場	100,685
砂糖市場	△366
石油市場	149,327
その他	△47
小 計	803,631
海外先物取引	—
商品売買益	42
その他売買損益	△801
商品先物評価損益	△7,132
合 計	795,738

- (注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。
2. 消費税は含まれておりません。
3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

期別 内 訳 商品市場名	第54期 (自 平成18年4月1日) (至 平成19年3月31日)		
	委託	自己	合計
商品先物取引			
農産物市場	105,033	3,835	108,868
貴金属市場	78,529	3,502,549	3,581,078
アルミ市場	815	5,890	6,705
ゴム市場	46,461	714,080	760,541
砂糖市場	16,496	949	17,445
石油市場	35,871	1,033,810	1,069,681
合計	283,205	5,261,113	5,544,318

(注) 売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。また受け渡しによる決済数量は含まれておりません。

④ 会社が対処すべき課題

商品先物取引業界は、登録外務員の一斉点検の結果及び近年の業界を取り巻く環境並びに主務省の要請を踏まえ、コンプライアンス体制の一層の整備を図るための「商品取引トラブル解消アクションプログラム」を策定し、このアクションプログラムに基づき、商品取引受託業務に係る法令遵守の一層の徹底を図るための要請がなされました。

当社といたしましても、「創意工夫で常に改善、常に前進」を第 55 期の経営基本方針に、時代の趨勢と顧客ニーズを的確に捉え、高度で良質な情報サービスをタイムリーに提供できる体制を確立することにより、顧客から常に選ばれ続ける企業を目指します。

また、業績向上を目指し、顧客本位主義の追求と徹底により金融サービス企業として飛躍、コンプライアンス経営の推進等の課題に全社を挙げて取り組み、経営目標の達成に向けて尽力してまいります。

受託業務管理規則

明治物産株式会社

(目的)

第 1 条 この規則は、委託者の保護と自己責任原則の徹底を図るため受託業務の適正な運営およびその管理について必要な事項を定める。

(管理組織)

- 第 2 条
1. 当社は、社内管理に係る「経営の責任体制」の明確化を図るため本社の営業管理本部を主体として、本・支店および従たる営業所ごとに管理担当班を設置して責任者を置くものとする。(別紙・管理担当班の組織図)
受託業務を総括する管理責任者(総括責任者)は、営業管理担当役員をもってこれに当たる。
 2. 受託業務に係る経営上の責任を明確にするため、受託業務管理規則の制定および改正は取締役会の決議を経て行う。
 3. 社内管理措置の遂行状況、遵守状況について改善を要すると認められる事項がある場合には、取締役会の決議を経て具体的改善措置を講ずる。
 4. 総括責任者を補佐する者として副総括責任者を置き、それぞれの職掌および両者の連携体制を明確にする。営業部門における自己管理責任を徹底するため、営業部門の責任者を副総括責任者と定め、総括責任者と共同して営業活動における法令諸規則の遵守状況をチェックする。
 5. 本社営業管理本部に統括責任者を置き、日常の営業活動に対する法令諸規則の適用解釈についての判断や助言を行なう。
 6. 総括・統括責任者は定期的に、本・支店および従たる営業所を巡回し、社内管理体制をチェックしバックアップする。
 7. 本社の各営業部門および従たる営業所に管理責任者を置き、受託業務管理規則の実際的な運営に当たる。
 8. 管理責任者の評価に当たっては、業績を重視した営業面での評価項目だけでなく受託業務管理者としての評価項目を併用する。
 9. 委託者とのトラブルが生じた場合、本社営業管理本部が直接当該委託者に取引内容等について確認を行ない迅速にこれを処理する。

(適格性の審査)

第 3 条 1. (不適格者)

当社は、本項の各号に該当すると判明した者に対しては商品先物取引の委託の勧誘および受託を行なわないものとする。

ただし本項の③④⑤⑥⑦⑧号に該当する場合は本人から取引を行ないたい旨の理由を明記した取引申告書(本人自筆)の提出があり、総括責任者が正当な理由があると認定した場合は受託することができるものとする。

- ①未成年者・成年被後見人・被保佐人および精神障害者
- ②生活保護法被適用者
- ③恩給・年金・退職金・保険金等により主として生計を維持し、余裕資金を持たない者
- ④母子家庭該当者
- ⑤日本語により意志疎通が出来ない者(外国人等)
- ⑥長期療養者およびこれに準ずる者
- ⑦一定の所得を有しない者
- ⑧公金出納取扱者、企業の経理・財務担当者

2. 前項各号に該当しない者であっても、管理責任者がその者の資金力・理解度等からみて商品先物取引を行なうにふさわしくないと認定した者に対しては、委託の勧誘および受託を行なわないものとする。

3. (事前審査)

不適格者の参入を防止するとともに、適格性の高い委託者の参加拡大を目指すため、約諾書の差し入れを受ける前に、委託者情報を的確に把握するための書面{お客様カード(口座設定申込書)以下、口座設定申込書という}を委託者から徴収し、それに基づき営業部門においては管理責任者が管理部門においては総括責任者が審査を行なうものとする。

①取引過程において第3条1項①②号に該当すると判明した場合追加資金の入金を断るとともに既存の建玉を速やかに決済するよう当該委託者に要請する。

②取引過程において第3条1項③④⑤⑥⑦⑧号に該当すると判明した場合は、新規取引は認めないものとする。ただし、本人からの取引を行ないたい旨の理由を明記した取引申出書(本人自筆)の提出があり総括責任者が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(契約時の説明)

第 4 条 商品先物取引の勧誘に当たっては、事前に受託契約準則、商品先物取引委託のガイドを交付し、商品先物取引の仕組み、および取引の対処方法、上場商品に関する知識および情報の収集方法等の基本知識について詳細に説明するとともに、取引の投機的本質について危険開示を行ない、委託者より説明を理解した旨の書面（口座設定申込書）の差し入れを受け、委託者自身の判断と責任において取引を行なうよう、十分な自覚を促したうえで参加を求めるものとする。

(口座設定申込書)

- 第 5 条 1. 当社は商品先物取引を行なおうとする委託者より、次に掲げる事項を記載した口座設定申込書に必要事項を記載してもらい約諾書の差し入れ前に受け入れるものとする。
- ①氏名・性別・年齢・家族構成・住所および連絡先
 - ②職業・会社名・所属部署名および勤務先住所と連絡先
 - ③資産および収入の状況
 - ④商品先物取引および証券取引等の経験の有無
 - ⑤その他必要と認める事項
2. 口座設定申込書は事前審査の観点から統括及び総括責任者が審査し総括責任者のもとに備え付け保管するものとする。

(顧客カードの整備)

- 第 6 条 1. 当社は、本・支店および従たる営業所ごとに商品先物取引を行なう委託者について、第5条1項及び必要事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。
2. 顧客カードは担当外務員が必要事項を記載し、管理責任者に提出するものとする。
 3. 顧客カードは総括責任者のもとに備え付け、写しは管理責任者が保管するものとする。
 4. 顧客カードは委託者に身分上の変更が判明した時は、再提出を求めるものとする。

(受託業務における禁止行為)

第 7 条 商品先物取引の委託の勧誘および受託にあたっては、商品取引所法・同法施行規則・受託契約準則・取引所指示事項および日商協「受託業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(取引意思の確認)

第 8 条 1. 新規委託者については口座設定申込書の差入れを受け、管理責任者が審査し総括責任者の審査・承認後、約諾書を受領するものとする。
2. 売買注文を受ける際に委託者が指示した事項について業務日誌に明確に記載するものとする。

(未経験者等の取引に係る管理措置)

第 9 条 当社は商品先物取引市場に参加するに相応しい健全な委託者層の拡大を図るため、商品先物取引および株式の信用・先物取引並びに金融先物取引の経験のない新たな委託者については3ヶ月間の習熟期間を設け、当該委託者の資質・資金力・理解度等を考慮の上、相応の建玉枚数の範囲において受託を行なうものとする。

①上記に該当する委託者の建玉枚数に係る外務員の判断枠は売り・買いの合計30枚と定める。

②当該委託者から上記①号の判断枠を超える建玉の要請が書面にてあった場合、管理責任者がその資力・判断力・理解力などを考慮の上、適否について判断し、総括責任者に委託者調書(1)を提出し、総括責任者の審査・承認後受託するものとする。但し売り・買いの合計は200枚までとする。

③当該委託者から上記②号の建玉を超える申出が書面によりあった場合再度審査の上枚数制限の基準を適用しないものとする。

④総括責任者は、委託者から申出事項及び管理責任者からの報告事項についてその内容を再確認するとともに、必要と認められる場合には管理責任者にたいして所要の指示を行ない、当該委託者の管理に万全を期すものとする。

(不正資金の流入防止措置)

- 第 10 条 1. 当社は銀行・信用金庫等の金融機関、また国・地方公共団体、さらに民間企業等において、金銭・有価証券等他人の資産を取り扱うものからの受託に当たっては、不正資金の流入を回避するため、次項以下の措置を講ずる。
2. 当社委託者の損金が年収相当額と金融資産の合計額を超え、又は1回の入金額が年収相当額を超えることが連続した時は、当該委託者の資金について調査を開始する。調査に当たっては、前項の基準を超過した部分の資金の性格や出所を当該委託者から直接聴取し、超過した資金の出所を把握するものとする。
3. 調査は営業担当者に協力させ、本社管理部及び管理担当班が行なう。当該調査結果において資金の出所が明確でない時、又はその説明が信憑性に欠けると判断したときは、新たな建玉の自粛を要請する。
4. 前項の調査に関しては、その記録を作成し、これを10年間保存する。
5. 委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていた事が判明した時は、当該委託者から新規の受託は行なわず、速やかな決済と精算を要請する。

(その他の管理措置)

- 第 11 条 1. 外務員の日々の業務活動状況をチェックし取引意思のない者、第3条1項に定めた不適合者の参入防止に対する適切な指導を行なう。
2. 人事考課にあたって、営業社員については法令諸規則および受託業務管理規則の理解状況、遵守状況、営業姿勢、委託者の建玉状況の項目を加味し、営業管理職者については部下の教育・指導状況および委託者の取引状況の分析を項目に加え、総合的に判断する。

(新規委託者の特例)

- 第 12 条 1. 法人名で取引するときは、商品先物取引を売買する旨の記載事項のある定款および登記簿謄本並びにそれに準ずるものの写しを提出されたものについては、この規則に拠る新規の委託者としては取り扱わない。
2. 他店経験者はそれを証明する事が出来る場合、管理責任者が委託者調書(2)を作成し、その書面を提出された委託者についてはこの規則に拠る新規の委託者としては取り扱わない。

(管理担当班の職務)

第 13 条 管理担当班の職務は次のとおりとする。

1. 「口座設定申込書」の審査による委託者の選別並びに受託の適否の決定。
2. 委託者管理のための「顧客カード」の整備。
3. 委託者の資金力・理解度・取引経験等からみて不相応と判断される取引に対する適切な指導。
4. 商品先物取引および株式の信用・先物取引並びに金融先物取引の経験のない委託者からの受託に係る取扱要領に基づく審査。
5. 登録外務員等の委託者に対する連絡・サービス状況の掌握および営業部門に対する指導。
6. 取引内容に異常な徴候が認められた場合の迅速適切な措置。
7. 外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導および遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置。
8. 委託者からのトラブル等に対する適切な対応。
9. 過去に、恣意的にトラブル等を多発した委託者の参入予防措置。
10. 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置。
11. その他委託者の保護に必要と認められる事項。

(建玉制限等)

第 14 条 当社は次の場合その受託について建玉の制限を行なうこととし委託者の理解を得、遵守させるものとする。

1. 商品取引所の市場管理規則の制限によるものとする。
2. 市場管理とは別途に、資産・経験等により受託者としての制限を行なうこと。
3. 自己及び委託玉については、別部門にて取り扱うこととし、営業にたずさわる役職員は兼務出来ないこととする。

(委託者の疑義等の解明努力)

第 15 条 委託者からの取引等に関わる疑義、相談等については本社管理部で行なうことを委託者に周知徹底し早期に解明その払拭を行なうこととする。

(広告・宣伝に関わる管理措置)

- 第 16 条 1. 総括責任者を経営上の責任者と定め実施に先立って社内審査を行うものとする。
2. 当社の広告・宣伝は「広告に関する社内規則」によるものとする。

(違反者に対する懲戒)

- 第 17 条 第7条に掲げる受託業務における禁止行為を行なった者に対しては、就業規則および歩合外務員規定により懲役を行なう。

(適用除外)

- 第 18 条 当社のマイペース取引についてはこの規則を適用せず別途定める。

(委託本証拠金の額等に係る措置)

- 第 19 条 1. 委託本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める委託本証拠金基準額と同額とする。
2. 委託本証拠金の額等に係る社内責任者は管理担当班の総括責任者とし、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存する。

(日本商品先物取引協会への届出)

- 第 20 条 本規則は日本商品先物取引協会へ、届け出るものとする。

(付 則)

1. 本規則は平成元年11月27日より実施。
2. 上記実施に伴い新規委託者保護管理規則は廃止する。
3. 本規則は平成3年10月31日に改訂実施する。
4. 平成6年4月1日より第7条を変更する。
5. 平成9年4月1日より第9条を変更する。
6. 平成9年7月1日より第9条を変更する。
7. 本規則は平成10年9月1日に改訂実施する。
8. 本規則は平成11年6月1日に改訂実施する。
9. 平成12年4月1日より第3条の字句を変更する。
10. 平成15年4月1日より第9、10、18条を変更する。
11. 平成15年6月6日より第19条を第20条へ変更する。
第19条を新設する。

⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
99名	13名	18名	94名

⑦ 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
768名	310名(他移管74)	863名

⑧ 苦情・紛争に関する事項

平成18年度中の受付件数及び処理結果

苦情 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	2				2
取引に係るもの	3	3			0
取引終了時に係るもの	1	1			0
その他の係るもの	1				1
合計	7	4			3

- (注) 1. 「苦情」とは受託業務等に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明もの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

紛争 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	不調	
勧誘時に係るもの	0				
取引に係るもの	0				
取引終了時に係るもの	0				
その他の係るもの	0				
合計	0				

- (注) 1. 「紛争」とは受託業務等に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が、取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったもの。

⑨ 訴訟に関する事項

(1) 平成18年度中の係争

今年度中における訴訟(前年度より係争中のものを含む)は、平成16年3月に取引を終了した委託者が、当社にリスク管理等の説明が不十分であったとして、平成18年3月訴訟を提起したものがあり、現在係争中の訴訟は1件です。

訴訟件数	判決	和解	係争中
1件	0件	0件	1件

(2) 平成18年度中の判決
ありませんでした。

3. 経理の状況

① 貸借対照表

明治物産株式会社

平成19年3月31日

資産の部		負債の部	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
流動資産	4,214,726,303	流動負債	2,262,828,899
現金預金	1,959,189,982	短期借入金	166,800,000
委託者未収金	3,003,429	未払金	56,392,340
有価証券	168,212,862	未払法人税等	2,638,804
保管有価証券	83,040,400	未払費用	15,355,167
差入保証金	1,560,354,405	賞与引当金	17,544,000
委託者先物取引差金	214,843,080	預り委託証拠金(現金)	1,684,405,090
預託金	154,000,000	預り委託証拠金(有価証券)	83,040,400
未収入金	61,286,297	商品取引受託業務に係る預り金(現金)	36,808,722
その他の流動資産	10,795,848	預り金	133,940,674
		その他流動負債	65,903,702
固定資産	2,082,779,378	固定負債	1,311,050,000
有形固定資産	1,326,846,427	長期借入金	1,311,050,000
建物	93,164,274		
土地	1,226,473,327		
その他の有形固定資産	7,208,826		
無形固定資産	18,247,261	引当金	43,421,141
ソフトウェア	3,141,251	商品取引責任準備金	43,421,141
電話加入権	15,106,010	(商品取引所法第221条)	
投資その他の資産	737,685,690	負債合計	3,617,300,040
関係会社株式	128,200,000	純資産の部	
出資金	19,500,000	株主資本	2,680,205,641
長期未収債権	214,120,244	資本金	502,946,000
長期差入保証金	368,057,208	資本剰余金	957,000
長期貸付金	19,480,000	資本準備金	957,000
長期前払費用	10,686,667	利益剰余金	2,178,554,141
年金積立金	60,429,306	利益準備金	125,736,500
前払年金費用	60,796,661	その他利益剰余金	2,052,817,641
その他の投資	38,000,000	配当準備積立金	30,000,000
貸倒引当金	△ 181,584,396	別途積立金	1,850,000,000
		繰越利益剰余金	172,817,641
		自己株式	△ 2,251,500
		純資産合計	2,680,205,641
資産合計	6,297,505,681	負債及び純資産の合計	6,297,505,681

② 損益計算書

平成18年4月 1日

平成19年3月31日

科目	金額
売上高	1,736,480,436
売上原価	265,840,260
売上総利益	1,470,640,176
販売費及び一般管理費	1,463,150,185
営業利益	7,489,991
営業外収益	90,019,502
受取利息	19,787,282
その他の営業外収益	70,232,220
営業外費用	58,152,594
支払利息	53,976,514
その他の営業外費用	4,176,080
経常利益	39,356,899
特別利益	25,563,602
商品取引責任準備金戻入益	10,024,670
貸倒引当金戻入	15,538,932
特別損失	84,000
固定資産除・売却損	84,000
税引前当期純利益	64,836,501
法人税、住民税及び事業税	1,592,000
当期純利益	63,244,501

③ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

(平成 18 年 4 月 1 日 至平成 19 年 3 月 31 日)

(単位:円)

	株主資本									純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己 株式	株主 資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利 益 準備金	その他利益 剰 余 金		利 益 剰余金 合 計			
					任意積立金	繰 越 利 益 剰余金				
平成 18 年 3 月 31 日残高	502,946,000	957,000	957,000	125,736,500	1,480,000,000	566,326,790	2,172,063,290	-2,224,500	2,673,741,790	2,673,741,790
事業年度中の変動額								-27,000	-27,000	-27,000
剰余金の配当						-41,753,650	-41,753,650		-41,753,650	-41,753,650
別途積立金の積立					400,000,000	-400,000,000	0		0	0
利益処分による役員賞与の金額						-15,000,000	-15,000,000		-15,000,000	-15,000,000
当期純利益						63,244,501	63,244,501		63,244,501	63,244,501
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	400,000,000	-393,509,149	6,490,851	-27,000	6,463,851	6,463,851
平成 19 年 3 月 31 日残高	502,946,000	957,000	957,000	125,736,500	1,880,000,000	172,817,641	2,178,554,141	-2,251,500	2,680,205,641	2,680,205,641

- ④ 個別注記表
1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- (1) 有価証券の評価方法及び評価基準
- ① 売買目的有価証券 時価法（売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ② 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) 固定資産の減価償却方法
- 有形固定資産については定率法を採用しております。
無形固定資産のうち、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- 貸倒引当金・・・期末の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金・・・従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、賞与支給見込額のうち当期負担額を計上しております。
- 退職給付引当金・・・従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の額に基づき当期末において発生している額を計上しております。なお、当期末においては、前払年金費用を計上しております。会計基準変更時差異（240,847,872円）は、発生年度より10年間で費用処理しております。
- 商品取引責任準備金・・・商品先物取引事故に備えるため、商品取引所法第221条の規定により、同法施行規則第111条の定めにより算出した額を計上しております。
- (4) リース取引の処理方法
- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (5) ヘッジ会計の方法
- 特例処理の要件を満たす金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。
- (6) 消費税等の会計処理
- 税抜方式によっております。
- (7) 当社が採用している全国商品取引業厚生年金基金の年金資産のうち、当社の拠出に対応する年金資産の額は合理的に計算できません。
掛金拠出割合により計算した年金資産の額は、826,478,769円です。
(会計方針の変更)

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成 17 年 12 月 9 日 企業会計基準第 5 号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成 17 年 12 月 9 日 企業会計基準適用指針第 8 号）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は 2,680 百万円であり、この変更による損益に与える影響はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 432,745,589 円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

定期預金 1,290,600,000 円

建 物 67,646,514 円

土 地 1,224,442,927 円

②担保に係る債務

長期借入金 1,477,850,000 円

(3) 取引証拠金等の代用として日本商品精算機構（株）へ預託している資産

保管有価証券 64,120,400 円（取引証拠金・直接預託）

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引以外の取引 2,520,000 円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
発行済株式 普通株式	837,892	0	0	837,892
自己株式 普通株式(注)1	2,819	54	0	2,873

(注) 1. 自己株式の増加は单元未満株式買取りによるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

平成 18 年 6 月 27 日開催の第 53 期定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額 41,753,650 円

1 株当たりの配当金額 50 円

基 準 日 平成 18 年 3 月 31 日

効力発生日 平成 18 年 6 月 28 日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成 19 年 6 月 27 日開催の第 54 期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

配当金の総額 16,700,380 円

1株当たりの配当金額 20円

基準日 平成19年3月31日

効力発生日 平成18年6月28日

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	50,839,698円
貸倒引当金超過額	16,379,275円
税務上の繰越損失	63,205,526円
減損損失	65,308,833円
その他	7,041,176円
繰延税金資産 小計	202,774,508円
評価性引当額	△202,774,508円
繰延税金資産 合計	0円
繰延税金資産の純額	0円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価格相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
什器備品	154,856,395円	72,309,360円	82,547,035円
ソフトウェア	9,920,405円	6,613,640円	3,306,765円
合計	164,776,800円	78,923,000円	85,853,800円

(注) 未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	31,935,600円
1年超	55,127,700円
合計	87,063,300円

7. 1株当たり純資産額

(1) 1株当たり純資産 3,261円75銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 75円73銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

⑥ 財務比率表

諸	項	目	比	率
(a)	純資産額規制比率	$\frac{\text{純資産額}}{\text{リスク額}} \times 100$		1460%
(b)	純資産額資本金比率	$\frac{\text{純資産額}}{\text{資本金額}} \times 100$		535%
(c)	自己資本資本金比率	$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$		533%
(d)	自己資本比率	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$		43%
(e)	修正自己資本比率	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$		56%
(f)	負債比率	$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額}} \times 100$		132%
(g)	流動比率	$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$		186%